



三重県公報

平成28年12月26日 (月)

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	条 例		
56	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(農 地 調 整 課)	3
57	三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	4
58	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	(警 察 本 部)	6
59	公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(教 育 委 員 会)	11
60	三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例	(同)	13
61	企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	(企 業 庁)	14
62	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(人 事 課)	16
63	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教 育 委 員 会)	18
	人 事 委 規 則		
	三重県人事委員会規則7-1 (三重県職員退職手当支給条例施行規則)の一部を改正する規則	(人 事 委 員 会)	19
	三重県人事委員会規則7-7 (職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則)の一部を改正する規則	(同)	24
	三重県人事委員会規則7-16 (職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則)の一部を改正する規則	(同)	24
	三重県人事委員会規則7-27 (初任給調整手当に関する規則)の一部を改正する規則	(同)	24
	三重県人事委員会規則12-9 (外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則)の一部を改正する規則	(同)	25
	人事委・教育委規則		
9	公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人事委員会・教育委員会)	26
10	公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	(同)	32
	企業庁管理規程		
10	企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	(企 業 庁)	32
	病院事業庁管理規程		
8	三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	32

公布された条例のあらまし

- ◎ 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 56 号）
 - 1 地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（条例第 57 号）
 - 1 雇用保険法等の一部を改正する法律による雇用保険法の一部改正に鑑み、失業者の退職手当についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第 58 号）
 - 1 道路交通法等の一部改正に鑑み、運転免許試験手数料等についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 29 年 3 月 12 日から施行することとしました。
- ◎ 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 59 号）
 - 1 雇用保険法等の一部を改正する法律による雇用保険法の一部改正に鑑み、失業者の退職手当についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例（条例第 60 号）
 - 1 県立特別支援学校に在籍している児童及び生徒の増加に伴い、県立特別支援学校の規模及び配置の適正化を図るため、新たに特別支援学校を設置することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。
- ◎ 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第 61 号）
 - 1 雇用保険法等の一部を改正する法律による雇用保険法の一部改正に鑑み、失業者の退職手当についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 62 号）
 - 1 人事委員会の議会及び知事に対する平成 28 年 10 月 14 日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を行うこととしました。
 - 2 この条例は、公布の日（一部平成 29 年 4 月 1 日）から施行することとしました。
- ◎ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第 63 号）
 - 1 人事委員会の議会及び知事に対する平成 28 年 10 月 14 日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、公立学校職員の勤勉手当の支給割合の改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、公布の日（一部平成 29 年 4 月 1 日）から施行することとしました。

条 例

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十八年十二月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十六号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第七号の項中「、多気町、明和町及び玉城町」を「及び多気町」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十八年十二月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十七号

三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第五項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第二号中「第三十七条の四第三項前段」を「第三十七条の四第三項」に改め、同条第六項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第八項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第二項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第十条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「及び第五項から第八項まで」を「、第五項から第八項まで及び前項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 第八項の規定は、第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第五項又は第六項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第八項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

第十五条第一項中「、第六項又は第八項」を「又は第六項」に改め、同条第二項中「、第五項又は第七項」を「又は第五項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 退職職員（退職した三重県職員退職手当支給条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）第二条の規定による改正前の雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の三重県職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第十条第五項又は第六項の勤続期間を計算する場合における三重県職員退職手当支給条例第七条の規定の適用については、同条第

- 一項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第二項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。
- 3 新条例第十条第八項（第六号に係る部分に限り、同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の三重県職員退職手当支給条例（以下この項及び附則第五項において「旧条例」という。）第十条第八項第六号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前一年以内に旧条例第十条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第十条第五項及び第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 新条例第十条第十二項において準用する同条第八項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する三重県職員退職手当支給条例第十条第八項第四号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第十条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新条例第十条第五項及び第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する三重県職員退職手当支給条例第十条第八項第五号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十八年十二月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十八号

三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

三重県警察関係手数料条例（平成十二年三重県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第七の十一の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「七千四百円」を「七千五百円」に改め、同表十二の項中「又は中型自動車仮運転免許」を「、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許」に、「三千六百五十円」を「四千五十円」に、「六千六百五十円」を「六千七百円」に改め、同表十七の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二万三千四百五十円」を「二万三千百円」に改め、同表十九の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「一万四千九百五十円」を「一万四千六百円」に改め、同表二十の項中

「

普通自動車免許に係る再試験	千九百五十円
法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	二千八百五十円

を

」

「

準中型自動車免許に係る再試験	二千円
法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	四千六百五十円

に改め、同表二十

普通自動車免許に係る再試験	千九百五十円
法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	二千八百五十円

」

「

六の項中

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習	講習一時間につき 四千六百五十円
-----------------------	---------------------

を

「

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	講習一時間につき 四千円
準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	講習一時間につき 二千四百円

に、

「

普通自動車免許に係る講習	講習一時間につき 二千五十円
--------------	-------------------

を

「

準中型自動車免許に係る講習	講習一時間につき 二千百五十円
普通自動車免許に係る講習	講習一時間につき 二千五十円

に、

「

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	五千六百元
当該講習が法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定に	五千二百円

を

	より認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合	
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習		二千二百五十円

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習 (法第九十七条の二第一項第三号イ、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)		四千六百五十円
---	--	---------

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習 (法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)		四千六百五十円
--	--	---------

	当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則第三十九条に規定する基準に該当するもの	七千五百五十円
--	---	---------

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習 (法第一百一条の七第四項の規定		五千六百五十円
--	--	---------

に改める。

により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	二千円
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	二千円
当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則第三十九条に規定する基準に該当するもの	四千三百円
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	二千四百円

別表第八中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二千八百円」を「二千四百五十円」に改める。

別表第九中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二千八百五十円」を「二千五百円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成二十九年三月十二日から施行する。

(経過措置)

- 2 道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号。以下「改正法」という。）附則第二条の規定により準中型免許（改正法による改正後の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「新法」という。）第八十四条第三項の準中型自動車免許をいう。以下同じ。）とみなされる改正法による改正前の道路交通法第八十四条第三項の普通自動車免許を受けている者又は改正法附則第五条の規定により準中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型免許を受けている者のいずれかに該当する者（改正法附則第二条第二号に規定する限定が解除された者を除く。）に対すこの条例による改正後の三重県警察関係手数料条例別表第七の規定の適用については、同表二十の項中「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）による改正前の法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「二千円」とあるのは「千九百五十円」と、「四千六百五十円」とあるのは「二千八百五十円」と、同表二十六の項中「二千百五十円」とあるのは「二千五十円」とする。
- 3 新法第一百一条第一項の更新期間が満了する日（新法第一百一条の二第一項の規定による運転免許証の有効期間の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日）における年齢が七十歳以上の者であつて、当該日がこの条例の施行の日から起算して六月を経過した日前であるものに対する新法第一百一条の四第一項の規定により行われる講習に係る講習手数料については、この条例による改正後の三重県警察関係手数料条例別表第七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十八年十二月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十九号

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第五項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第二号中「第三十七条の四第三項前段」を「第三十七条の四第三項」に改め、同条第六項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第八項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第二項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第十条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「及び第五項から第八項まで」を「、第五項から第八項まで及び前項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 第八項の規定は、第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第五項又は第六項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第八項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

第十五条第一項中「、第六項又は第八項」を「又は第六項」に改め、同条第二項中「、第五項又は第七項」を「又は第五項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 退職職員（退職した公立学校職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）第二条の規定による改正前の雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第十条第五項又は第六項の勤続期間を計算する場合における公立学校職員の退職手当に関する条例第七条の規

- 定の適用については、同条第一項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第二項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。
- 3 新条例第十条第八項（第六号に係る部分に限り、同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例（以下この項及び附則第五項において「旧条例」という。）第十条第八項第六号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前一年以内に旧条例第十条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第十条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 新条例第十条第十二項において準用する同条第八項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する公立学校職員の退職手当に関する条例第十条第八項第四号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第十条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新条例第十条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する公立学校職員の退職手当に関する条例第十条第八項第五号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十八年十二月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十号

三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例

三重県立特別支援学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表に次のように加える。

三重県立松阪あゆみ特別支援学校	小学部、中学部及び高等部	松阪市
-----------------	--------------	-----

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において、三重県立特別支援学校玉城わかば学園に在学している者で、松阪市、多気郡多気町、同郡明和町又は同郡大台町の区域内に住所を有するものは、この条例の施行の日に三重県立松阪あゆみ特別支援学校に在学しているものとする。

（準備行為）

- 3 この条例に基づき設置される学校への入学に係る必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十八年十二月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十一号

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第九項中「すべて」を「全て」に改め、同条第十一項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第十二項中「第十一項」を「前項」に、「広域求職活動費（以下「技能習得手当等」という。）」を「求職活動支援費」に、「技能習得手当等の」を「当該給付の」に改め、同条に次の一項を加える。

- 13 前項の規定は、第十一項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（同項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、前項中「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは、「就業促進手当」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 退職した職員であつて、退職した職員が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号。次項において「改正法」という。）第二条の規定による改正前の雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するものに関するこの条例による改正後の企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新条例」という。）第十七条第十一項の規定の適用については、同項中「勤続期間」とあるのは、「勤続期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の施行の日前の在職期間を有する者にあつては、同法の施行の日以後の職員としての勤続期間）」とする。
- 3 新条例第十七条第十二項（求職活動支援費に相当する退職手当に係る部分に限り、同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定は、退職した職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正法第二条の規定による改正後の雇用保険法第五十九条第一項各号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下この項及び附則第五項において「旧条例」という。）第十七条第十二項の広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前一年以内に旧条例第十七条第十一項の規定による退職手当の支給を受けることができる者

となった者であつて施行日以後に新条例第十七条第十一项の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。)について適用し、退職した職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 4 新条例第十七条第十三項において準用する同条第十二項（就業促進手当に相当する退職手当に係る部分に限る。）の規定は、退職した職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職した職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十七条第十二項の就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第十七条第十一项の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新条例第十七条第十一项の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十七条第十二項の移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十八年十二月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十二号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条の三第一項中「三十六万七千六百元」を「三十六万八千円」に改める。

第二十二條第二項第一号中「加算した額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の百)」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の九十(特定管理職員にあつては、百分の百十)」を加え、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の八十七・五」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の九十七・五」を加え、同項第三号中「勤勉手当基礎額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の四十七・五」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の四十二・五(特定管理職員にあつては、百分の五十二・五)」を加える。

附則第二十二項中「勤勉手当減額対象額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の一・五)」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の一・三五(特定管理職員にあつては、百分の一・六五)」を、「勤勉手当減額基礎額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の百)」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の九十(特定管理職員にあつては、百分の百十)」を加える。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項第一号中「、六月に支給する場合においては百分の八十(特定管理職員にあつては、百分の百)、十二月に支給する場合においては百分の九十(特定管理職員にあつては、百分の百十)」を「百分の八十五(特定管理職員にあつては、百分の百五)」に改め、同項第二号中「、六月に支給する場合においては百分の八十七・五、十二月に支給する場合においては百分の九十七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同項第三号中「、六月に支給する場合においては百分の三十七・五(特定管理職員にあつては、百分の四十七・五)、十二月に支給する場合においては百分の四十二・五(特定管理職員にあつては、百分の五十二・五)」を「百分の四十(特定管理職員にあつては、百分の五十)」に改める。

附則第二十二項中「、六月に支給する場合においては百分の一・二(特定管理職員にあつては、百分の一・五)、十二月に支給する場合においては百分の一・三五(特定管理職員にあつては、百分の一・六五)」を「百分の一・二七五(特定管理職員にあつては、百分の一・五七五)」に、「、六月に支給する場合においては百分の八十(特定管理職員にあつては、百分の百)、十二月に支給する場合においては百分の九十(特定管理職員にあつては、百分の百十)」を「百分の八十五(特定管理職員にあつては、百分の百五)」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百五十七・五」とする」を「百分の百六十七・五」とする」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年三重県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第三項中「百分の百五十七・五」とする」を「百分の百六十七・五」とする」に改める。

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定(第十七条の三第一項の改正規定に限る。)による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成二十八年四月一日から適用し、第一条の規定(第十七条の三第一項の改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定(以下この項においてこれらを「新条例の規定」という。)を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定及び第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十八年十二月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十三号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号中「加算した額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の八十」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の九十」を加え、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の三十七・五」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の四十二・五」を加える。

附則第十五項中「勤勉手当減額対象額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の一・二」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の一・三五」を、「勤勉手当減額基礎額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の八十」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の九十」を加える。

第二条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号中「、六月に支給する場合においては百分の八十、十二月に支給する場合においては百分の九十」を「百分の八十五」に改め、同項第二号中「、六月に支給する場合においては百分の三十七・五、十二月に支給する場合においては百分の四十二・五」を「百分の四十」に改める。

附則第十五項中「、六月に支給する場合においては百分の一・二、十二月に支給する場合においては百分の一・三五」を「百分の一・二七五」に、「、六月に支給する場合においては百分の八十、十二月に支給する場合においては百分の九十」を「百分の八十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県教育委員会及び三重県人事委員会が共同で定める規則で定める。

人事委規則

三重県人事委員会は、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十八年十二月二十六日

三重県人事委員会委員長 竹川 博 子

三重県人事委員会規則七一一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則七一一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を次のように改正する。
第十二条の四中「様式第二の十」を「様式第二の十一」に改める。
様式第二の七中

「

上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日	
任命権者	宛て
申請者	
住所	
氏名	
㊟	

を

「

内職若しくは手伝いをした日又は収入のあつた日、その額等を記入	内職又は手伝いをした日	収入のあつた日 月 日 収入額 円（日分）
	月 日、月 日	収入のあつた日 月 日 収入額 円（日分）
	月 日、月 日	収入のあつた日 月 日 収入額 円（日分）
上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日		
任命権者	宛て	
申請者		
住所		
氏名		
㊟		

に改める。

」

様式第二の八の二中「再就職手当相当」を「再就職手当・常用就職支度手当相当」と、「再就職手当、常用就職支度金」を「再就職手当」と、「再就職手当に相当する退職手当、常用就職手当金に相当する退職手当及び」を「再就職手当又は」と改め、「上記のとおり再就職手当」の次に「・常用就職支度手当」を挿入し、同条の次に次の様式を加える。

様式第二の八の三（第12条の4関係）

就業促進手当相当の退職手当申請書

就業促進定着手当相当

氏名		受給資格証番号	
住所			

就職先の 事業所	名称		事業所 番号		
	所在地	(電話)			
1週間の所定労働時間	時間 分	求人申込み時等に明示した賃金額（月額）		万 千円	
雇用期間中の賃金支払状況					
①賃金支払対象期間	② ①の 基礎 日数	賃金額			備考
		④	③	計	
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
就職年月日 ~ 月 日					
上記の記載事実に誤りがないことを証明します。 年 月 日 事業主氏名 ㊟					
上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 任命権者 宛て 申請者氏名 ㊟					

備考 支給を受けようとする受給資格者は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して6月に至つた日の翌日から起算して2月以内に、受給資格証を添えて任命権者に提出すること。
(規格A4版)

様式第11の10「広域求職活動費」を「求職活動支援費（広域求職活動費）」に改め、同様式の次に次の1様式を追加する。

様式第二の十一（第12条の4関係）

求職活動支援費（短期訓練受講費）相当の退職手当申請書

申請者	氏名				受給資格証番号	
	住所又は居所					
講座	教育訓練施設の名称	講座名	受講開始年月日	受講修了年月日	当該講座に関連する公的資格	受講費（入学金を含む）（円）
					資格名	
上記のとおり求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当の支給を申請します。						
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>任命権者 宛て 申請者氏名 ⑩</p>						

(規格A4版)

様式第二の十二（第12条の4関係）

求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）相当の退職手当申請書

申請者	氏名				受給資格証番号		
	住居又は居所						
保 育 等 サ ー ビ ス	項番	保育等サービス利用理由	保育等サービス事業者名	保育等サービス利用日及び利用日数	保育等サービス名	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日及び実施日数	費用（自己負担分）(円)
	①	1. 面接等のため 2. 訓練のため		～ (日)		～ (日)	
	②	1. 面接等のため 2. 訓練のため		～ (日)		～ (日)	
	③	1. 面接等のため 2. 訓練のため		～ (日)		～ (日)	
	④	1. 面接等のため 2. 訓練のため		～ (日)		～ (日)	
<p>上記のとおり求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>任命権者 宛て 申請者氏名 ④</p>							

(規格A4版)

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十七（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十八年十二月二十六日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七十七（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則七十七（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）の一部を次のように改正する。

第三十三条及び第三十四条中「第八条第三項」を「第八条第二項」に改める。

第三十五条中「第八条第四項」を「第八条第三項」に改める。

第三十六条第一項中「第八条第三項」を「第八条第二項」に改め、同条第二項第一号イ中「第八条第五項」を「第八条第四項」に改める。

第三十七条中「第八条第五項」を「第八条第四項」に改める。

第三十八条及び第三十九条中「第八条第三項」を「第八条第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十一六（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十八年十二月二十六日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七十一六（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）の一部を改正する規則
第一条 三重県人事委員会規則七十一六（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「百分の百六十」を「百分の百八十」に改め、同条第二号中「百分の七十五」を「百分の八十五」に改める。

第二条 三重県人事委員会規則七十一六（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「百分の百八十」を「百分の百七十」に改め、同条第二号中「百分の八十五」を「百分の八十」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 第一条による改正後の三重県人事委員会規則七十一六（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）第十三条の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一二七（初任給調整手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十八年十二月二十六日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七一二七（初任給調整手当に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則七一二七（初任給調整手当に関する規則）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	第2条に掲げる職を占める職員	
	(イ) 採用による欠員の補充が特に困難であると人事委員会が認める職を占める職員	(ロ) (イ)の職員以外の職員
16年未満	368,000円	308,000円
16年以上17年未満	364,000	304,700
17年以上18年未満	360,000	301,400
18年以上19年未満	356,000	298,100
19年以上20年未満	352,000	294,800
20年以上21年未満	348,000	291,500
21年以上22年未満	331,100	277,700
22年以上23年未満	313,900	263,700
23年以上24年未満	297,200	250,200
24年以上25年未満	280,300	236,300
25年以上26年未満	263,400	222,600
26年以上27年未満	242,600	205,000
27年以上28年未満	222,200	187,900
28年以上29年未満	201,800	170,600
29年以上30年未満	181,000	153,000
30年以上31年未満	159,100	135,000
31年以上32年未満	137,200	116,700
32年以上33年未満	115,500	98,800
33年以上34年未満	83,600	72,800
34年以上35年未満	53,800	48,500

備考 1 この表に掲げる金額は、期間の区分の欄の各欄に該当する期間に支給すべき初任給調整手当の月額を示す。

2 この表において期間の区分の欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条の職員となつた日以後の期間を示す。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十八年四月一日から適用する。

三重県人事委員会は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三重県条例第一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則二一九（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十八年十二月二十六日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則二一九（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則二一九（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「第八条第三項」を「第八条第二項」に、「第八条第四項」を「第八条第三項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会
教育委員会 規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十八年十二月二十六日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子
三重県教育委員会委員長 森 脇 健 夫

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第九号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年 ^{三重県人事委員会規則} _{三重県教育委員会規則} 第一号）の一部を次のよう
に改正する。

第十一条の四中「第十一号様式の十一」を「第十一号様式の十三」に改める。

第三号様式中「下記の者」を「次の者」と、「（A列4版）」を「（A列4番）」と、「私こと（受任者氏名）」を「（受任者氏名）を代理人として下記の行為を委任します。」と
記 記

第十一号様式の八中

「
上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。
年 月 日
三重県教育委員会 宛て
申請者
住 所
氏 名 ㊟

（A列4版）」

「
内職若しくは手伝いをした日又は収入のあつた日、その額等を記入
内職又は手伝いをした日
月 日、月 日
月 日、月 日
収入のあつた日 月 日 収入額 円（日分）
収入のあつた日 月 日 収入額 円（日分）
収入のあつた日 月 日 収入額 円（日分）
上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。
年 月 日
三重県教育委員会 宛て
申請者
住 所
氏 名 ㊟

に改める。

（A列4番）」

第十一号様式の九の二中「再就職手当相当」を「再就職手当・常用就職支度手当相当」と、「再就職手当、常

用就職支度金」を「再就職手当」とし、「再就職手当に相当する退職手当、常用就職手当金に相当する退職手当及び」を「再就職手当又は」と改め、「上記のとおり再就職手当」の次に「・常用就職支度手当」を挿入、「(A列4版)」を「(A列4番)」と改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第 11 号様式の 9 の 3 (第 11 条の 4 関係)

就業促進手当相当の退職手当申請書

就業促進定着手当相当

氏 名		受給資格証番号	
住 所			

就職先の 事業所	名 称		事業所 番号	
	所在地	(電話)		
1 週間の所定労働時間		時間 分	求人申込み時等に明示した賃金額 (月額)	万 千円

雇用期間中の賃金支払状況					
① 賃金支払対象期間	② ①の 基礎日数	賃金額			備考
		①	②	計	
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
就職年月日 ~ 月 日					
上記の記載事実に誤りがないことを証明します。					
年 月 日					
事業主氏名 ㊞					
上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。					
年 月 日					
三重県教育委員会 宛て					
申請者氏名 ㊞					

備考 支給を受けようとする受給資格者は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して 6 月に至った日の翌日から起算して 2 月以内に、受給資格証を添えて三重県教育委員会に提出すること。

(A列 4 番)

第十一次募集の十一号「広域求職活動費」を「求職活動支援費（広域求職活動費）」と、「（A列4版）」や「（A列4番）」に改め、同募集の次に次の募集を定める。

第 11 号様式の 12 (第 11 条の 4 関係)

求職活動支援費（短期訓練受講費）相当の退職手当申請書

申請者	氏名				受給資格証番号	
	住所又は居所					
講座	教育訓練施設の名称	講座名	受講開始年月日	受講終了年月日	当該講座に関連する公的資格	受講費（入学金を含む）（円）
					資格名	
<p>上記のとおり求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>三重県教育委員会 宛て</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 ㊟</p>						

(A列4番)

第11号様式の13（第11条の4関係）

求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）相当の退職手当申請書

申請者	氏名				受給資格証番号			
	住居又は居所							
保育等サービス	項番	保育等サービス利用理由	保育等サービス事業者名	保育等サービス利用日及び利用日数	保育等サービス名	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日及び実施日数	費用（自己負担分）(円)	
	①	1.面接等のため 2.訓練のため		～ (日)		～ (日)		
	②	1.面接等のため 2.訓練のため		～ (日)		～ (日)		
	③	1.面接等のため 2.訓練のため		～ (日)		～ (日)		
	④	1.面接等のため 2.訓練のため		～ (日)		～ (日)		
<p>上記のとおり求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>三重県教育委員会 宛て</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 ㊟</p>								

(A列4番)

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十八年十二月二十六日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県教育委員会委員長 森 脇 健 夫

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則第十号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年三重県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「百分の百六十以内」を「百分の百八十以内」に改め、同条第二号中「百分の七十五以内」を「百分の八十五以内」に改める。

第二条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「百分の百八十以内」を「百分の百七十以内」に改め、同条第二号中「百分の八十五以内」を「百分の八十以内」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 第一条による改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十三条の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

企業庁管理規程

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成二十八年十二月二十六日

三重県企業庁長 松 本 利 治

三重県企業庁管理規程第十号

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（昭和三十二年三重県企業庁管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第八条第六号を次のように改める。

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者 求職活動支援費の額に相当する金額

附 則

この管理規程は、平成二十九年一月一日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成二十八年十二月二十六日

三重県病院事業庁長 加 藤 敦 央

三重県病院事業庁管理規程第八号

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号中「百分の五百」を「百分の五百二十五」に改め、同項第二号中「百分の三百二十」を「百分の三百四十」に改め、同項第三号中「百分の二百四十」を「百分の二百五十五」に改め、同項第四号中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同項第五号中「百分の百六十」を「百分の百七十」に改める。

別表第一の6級の項から8級の項までを次のように改める。

6級	1 経営支援・危機管理監の職務 2 部長の職務 3 副参事の職務 4 技師長の職務 5 困難な業務を行う課長補佐の職務 6 困難な業務を行う班長の職務 7 困難な業務を行う次長の職務 8 県立病院の困難な業務を行う室長又は課長の職務
7級	1 参事の職務 2 県立病院課の課長の職務 3 困難な業務を行う部長の職務
8級	副庁長の職務

同表第八を次のように改める。

別表第8（第14条の2関係）

職員の区分 期間の区分	(イ) 採用による欠員の補充が特に困難であると管理者が認めるものを占めることとなる職員	(ロ) (イ)の職員以外の職員
16年未満	413,800	368,000
16年以上17年未満	409,400	364,000
17年以上18年未満	405,000	360,000
18年以上19年未満	400,600	356,000
19年以上20年未満	396,200	352,000
20年以上21年未満	391,800	348,000
21年以上22年未満	372,400	331,100
22年以上23年未満	372,400	331,100
23年以上24年未満	352,600	313,900
24年以上25年未満	352,600	313,900
25年以上26年未満	333,300	297,200
26年以上27年未満	333,300	297,200
27年以上28年未満	313,900	280,300
28年以上29年未満	313,900	280,300
29年以上30年未満	294,400	263,400
30年以上31年未満	294,400	263,400
31年以上32年未満	271,700	242,600
32年以上33年未満	271,700	242,600
33年以上34年未満	249,500	222,200
34年以上35年未満	227,100	201,800
35年以上36年未満	204,300	181,000
36年以上37年未満	179,500	159,100
37年以上38年未満	154,600	137,200
38年以上39年未満	130,000	115,500
39年以上40年未満	91,900	83,600

40年以上	56,600	53,800
-------	--------	--------

附 則

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 この管理規程による改正後の第二十四条第二項の規定は平成二十八年十二月一日から、別表第八の規定は平成二十八年四月一日から適用する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
